

令和4年12月22日

関係各位

(公財)日本中学校体育連盟
体操競技部長 内窪 誠
(公印省略)

令和5年度全国中学校体育大会参加資格特例体操競技部細則

令和5年度全国中学校体育大会体操競技に参加を希望する地域スポーツ団体等の参加条件として、「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」に以下の内容を追加する。

1 大会参加について

- (1) 令和5年度から団体・個人ともに参加を認める。ただし、団体での参加の場合は団体選手の全員が同一学校に在籍していることを条件とする。
- (2) 予選大会への参加は、地域スポーツ団体等の都道府県中体連登録住所、および都道府県体操協会加盟住所からの参加を認める。
- (3) 都道府県大会までの予選大会の方法については、参加団体と個人の人数の都合など都道府県の実態に応じて行う。例えば次の方法が考えられる。
 - ①方法1：市区町村予選大会から学校登録生徒と一緒に参加する
 - ②方法2：県大会に学校と地域スポーツ団体等の出場枠を設け、別々に予選を実施して県大会を行う。
- (4) ブロック大会、全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。
 - ①都道府県にブロック大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域スポーツ団体等登録団体から補充する。1枠の都道府県については優勝団体とする。
 - ②ブロックに全国大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域スポーツ団体等登録団体から補充する。1枠のブロックについては優勝団体とする。
- (5) 地域スポーツ団体等が団体として大会参加をする場合、クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。

2 都道府県中体連登録について

- (1) 都道府県体操協会に加盟していることを条件とし、都道府県中体連への登録を行う。登録については都道府県中体連の登録要項に従う。
- (2) 登録は、地域スポーツ団体等の所在地で行う。加盟する体操協会と同一都道府県とする。

3 その他

- (1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。
- (2) 都道府県の予選会となる全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部に準じる役職に就くこともあり得る。
- (3) 全ての大会において中体連体操専門部の規則、運営方針を尊重し、指示に従うこと。
- (4) 予選大会を含む全ての大会において、参加条件・申請内容に虚偽が判明した場合には参加を認めない。
- (5) 都道府県中体連登録以降に転校や地域スポーツ団体等を移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。
- (6) 転校や地域スポーツ団体等移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関しては都道府県中体連体操専門部の判断に委ねる。
- (7) 一緒に活動する団体を複数の地域スポーツ団体として都道府県中体連に登録することはできない。
- (8) 複数の地域スポーツ団体等が一つの団体として都道府県中体連に登録することはできない。
- (9) 地域スポーツ団体等として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に報告をすること。都道府県中体連から指示がない場合には、書面で通知する（書式任意）。
- (10) 体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。